平成31年 第1回水巻町議会 定例会 会議録

平成31年第1回水巻町議会定例会第3回継続会は、平成31年3月13日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白 石 雄	Ξ	9番	井	手	幸	子
2番	出利葉 義	孝	10番	住	吉	浩	徳
3番	廣瀬	猛	11番	入	江		弘
4番	水ノ江 晴	敏	12番	津	田	敏	文
5番	松野俊	子	13番	古	賀	信	行
6番	久保田 賢	治	15番	柴	田	正	詔
7番	小 田 和	久	16番	舩	津		宰
8番	岡田選	子					

2. 欠席議員は次のとおり

14番 近藤進也

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長·入江浩二

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 · 松 﨑 淳

4. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町	長	美	浦	喜	明	子育て支援課長	Щ	田	美	穂
副町	長	吉	岡		正	福祉課長	吉	田	奈	美
教育	長	小	宮	順	_	健康課長	内	山	節	子
総務課	長	蔵	元	竜	治	建設課長	荒	巻	和	徳
企 画 課	長	増	田	浩	司	産業環境課長	原	田	和	明
財 政 課	長	篠	村		潔	下水道課長	河	村	直	樹
住宅政策調	果長	古	Ш	弘	之	会計管理者	中	西	豊	和
税務課	長	大	黒	秀	_	学校教育課長	吉	田		功
住民課	長	手	嶋	圭	吾	生涯学習課長	村	上	亮	_
地域づくり記	課長	服	部	達	也	図書館・歴史資料館館長	Щ	田	浩	幸

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

平成 31 年 3 月 定例会 (第 1 回)

第3回継続会

本会議 会議録

平成 31 年 3 月 13 日水 巻町 議 会

平成31年 第1回水巻町議会定例会 第3回継続会 会議録

平成 31 年 3 月 13 日午前 10 時 00 分開議

議長(白石雄二)

出席 15 名、定足数に達していますので、只今から平成 31 年第 1 回水巻町議会定例会第 3 回継続会を開きます。

日程第1 一般質問について

議長(白石雄二)

日程第1、一般質問について。これより一般質問を行ないます。1番、日本共産党。小田議員。

7番 (小田和久)

7番、小田和久です。日本共産党を代表して、冒頭質問を行ないます。

最初に、高齢者の買い物対策と交通対策について質問します。

具体的には、日本共産党町民アンケートの結果から、お尋ねをいたします。

「近くにスーパーがない。車がない高齢者が買い物弱者になっている」

「伊左座小学校付近に小さくても良いので毎日買い物ができるお店が欲しい。買い物に困っている」

「上二、吉田地域に住む高齢者や障がい者は、日用品や食料品を買おうと思ってもスーパー が遠くて車がないと買い物に行けない。これでは死ねと言っているようなもの。スーパーを誘 致してもらいたい。」

「車の無い高齢者が買い物しやすいように、交通網を整備してほしい」

「福祉バスは買い物に利用しにくい。回数が少ないのと軽い荷物しか持ち込めない」

「バスルートを見直し、グランモールをバスターミナルに」

「梅ノ木団地から吉田団地に行くバスがない」

「バスの本数が少ない。増やしてほしい」

「遠賀みたいに年齢に関係なくみんなが乗れるコミュニテイバスにしてほしい」

「地域交通網整備は重要。図書館にも行けない。高齢者は引きこもりになる」

これらは、わが党が昨年秋に行った町民アンケートの自由記入欄に書かれた、町民の皆さんからの意見や要望のほんの一部です。300件近くの手書きの意見が寄せられました。

やはり多かったのは、イオン跡地に関するもので「地域活性化のためにも、高齢者のためにも一日も早く店を開店してほしい。」「若者が利用できる店を入れてほしい」というものでした。

当町には、大手のスーパーはあり、一見買い物に便利な町のように見えますが、その陰で店から離れた住宅地に住む高齢者にとっては、大手スーパーまで行く交通手段も元気もないのが実態です。歩いて毎日通える近くの商店が必要です。

当町の高齢社会への対策として、福祉バスの改善や移動販売の元気くんカーの実施、配達可

能店舗の一覧表を配布するなど取り組まれてきてはいますが、わが党が 12 月議会でも取り上げましたが、高齢者の声なき声は、切実で普段の暮らしさえままならない現状であることを議会も行政ももっと深く受け止め、再認識する必要があるのではないでしょうか。 「運転免許を返上した途端に買い物に困った。バスがない」これが、当町の高齢者の暮らしの根底の課題であると考えます。

そこで、お尋ねいたします。

- (1) イオン跡地は、わが党は一般質問で何度も「北部地域の買い物対策を」と取り上げ、町長の尽力もあり、今年秋には一定の店舗が開店すると聞いています。その概要について、まず、お尋ねいたします。
- (2) 先の12月議会で、わが党は頃末南のレッドキャベツ閉店後の周辺住民の買い物の苦労を一般質問で訴え、「イオン跡地のように何がしかの食料品店を確保してほしい。地主に要望を伝えてほしい」と町長に求め、町長は「地域住民が困らないようにお願いしていきたい」と答弁されました。マンションが建つのではとの噂もあり、たとえマンションであっても何とか店舗をと望む悲痛の叫びが後を絶ちません。町長のその後の対応と地主の意向をお尋ねいたします。
- (3) 町内の買い物対策と交通対策はリンクしています。元気な高齢者は交通網が充実していれば、免許を返上しても町内を自由に移動し、買い物にも困らず、余暇を楽しむこともできます。

しかし、当町の推進する福祉バスでは、高齢者の日々の暮らしを根底から支えるものとなっていないことを住民自身が身をもって強く実感しており、経費のかかるタクシーではなく何とか安価な町内交通網の整備、対策をと願っています。

町長の言う折尾駅の完成を待つのではなく、わが党はまず、強い住民要望に応えることがまちづくりの基本だと考えます。「それ5分でできるよ」とのコンパクトタウンとして、利便性の良いまちづくりを目指し、交通網対策に予算をかけることは、当町にとってマイナスではなく、プラスに転じるものであると考えます。国・県の補助金や当町の財政調整基金等も活用し、思い切った町内交通網整備に予算を振り向け歳をとっても安心して住み続けられるまちにしていただきたいと思いますが、いかがですか。

2番目に、児童クラブ支援員の処遇改善についてお尋ねします。

当町は学童の待機児童は出さないとの方針で、定員を超えても入所を認めています。そのため、現在町内の児童クラブの在籍児童は、吉田がほぼ50名定員と同数、猪熊は定員50名に対し72名の145%、定員オーバーが続き増設した伊左座は、低学年クラスで40名定員に56人と140%、頃末では30人定員に54人と180%と大幅に定員を超えており、空き教室やランチルームを借りて保育をしているのが現状です。

そこでお尋ねします。

(1) 当町の学童保育は、開始された31年前試行として始まった時から、指導員は常時正規2 人体制で実施されてきました。それは学校や家庭とは違った独自の空間での異年齢集団の子ど もたちの安全と発達を保障するという町の姿勢であったと思われます。

しかし、現在、定員増のため本来は一学童であるのに実態としては部屋も分かれ 2 学童となって保育している頃末や猪熊の場合、正規の支援員 2 名が 1 学童ずつに分かれ、正規 1 名で保

育をしています。部屋も分かれ、別々に保育している場合は、2 学童として正規 2 名ずつ、正規 4 名配置するべきだと考えますが、いかがですか。

(2) 児童クラブ支援員は現在、長期臨時職員の身分で社会保険の適用はありますが、時給で働いています。交通費の支給もありません。経験と専門性を身に着け、水巻の子どもたちの放課後の生活を守り、成長発達を保障する支援員の仕事は、その子どもの親の仕事と収入をも支えています。しかし、自らの処遇はあまりにも低すぎます。5月の連休等で休日が多い月にはひと月の収入が減ってしまう不安定な身分です。人材確保が困難な時代に、交通費もない、育休・産休もない職場に良い人材が集まるでしょうか。支援員だけではなく、町全体の長期臨時職員という身分の見直しが必要な時期に来ていると考えますが、いかがですか。

3番目に、入浴施設の設置についてお尋ねいたします。

わが党は町がえぶり山荘閉館の計画を出した時から、利用者の「新しい施設ができるまで利用させて欲しい」という要望を受け、町の計画性のなさを指摘しながら何度も議会で取り上げてきました。

現在、美浦町長が「入浴施設を誘致したい」と答弁されていた町有地が整地されているようですが、今後の計画はどのようになっているか、お示しください。

次に、町営住宅の風呂釜の自己負担についてお尋ねします。

現在町営住宅に入居する場合、風呂釜については自己負担となっており、設置するのに約20万円以上もかかるため、入居をあきらめる方もおられます。こういった現状を踏まえ、県営住宅では10年以上前から募集住宅について、お風呂を設置するようになりました。

「公営住宅法」ではその目的を「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し」としており、当町においても法に則り、町営住宅にお風呂を設置するべきだと考えますがいかがですか。

最後に、吉田町営住宅の建替え計画についてお尋ねします。

12月議会の答弁に関連しておたずねします。

- (1) 議会内学習で「町内にある他の町営住宅等の空き部屋への住み替え希望者を募ってはどうかとの意見について、吉田町営住宅以外の町営住宅や県営住宅、UR住宅等の空き部屋状況の把握に努めるとともに、住み替えに関する条件面の整理や課題、また必要となる手続等について他市町村の事例等を参考にしながら研究を進めているところですと答弁されてきましたが、その結果はどのようになっているか報告してください。
- (2) これまで 3 回にわたって議員の意見を聞いてきましたが、今後とも議員の意見を伺った うえで最終結論を出したいと答弁されてきましたが、すでに議会内での学習会は終わっている のではないですか。答弁を求めます。
- (3)議会の責任に転嫁しないで、町当局が積極的に取り組んで早く結論を出すべきだと思いますがいかがですか。答弁を求めます。
- (4) その後のこの問題に対する取り組みの進捗状況をおたずねします。

以上をもちまして冒頭質問を終わります。

議 長(白石雄二)

町長。答弁。

町 長(美浦喜明)

はじめに、高齢者の買い物対策と交通対策について、のご質問にお答えします。

まず1点目の、イオン跡地につきまして、今年秋には一定の店舗が開店すると聞いています。 その概要について、まず、お尋ねいたします。とのご質問ですが、イオン水巻店跡地につきま しては、昨年の12月議会におきまして答弁させていただきましたように、本年秋頃までに新た な商業施設をオープンさせる予定となっており、今の所そのスケジュールに変更がないとのこ とであります。

現段階では、大型家電量販店や食料品等を扱うスーパー、飲食店等数種類の店舗が営業する 予定であるとの情報でございますが、跡地の店舗棟のレイアウトや実際に営業する個別の事業 者名などの正式な発表につきましては、今後、商業施設運営事業者からの承諾があり次第、よ り詳細な情報を議会にもお知らせしたいと考えております。

次に2点目の、頃末南区のレッドキャベツ閉店の問題につきまして、町長のその後の対応と地主の意向をお尋ねいたします。とのご質問ですが、レッドキャベツ水巻店跡地につきましては、町として正式な要望書を作成し、平成31年1月17日に、私と副町長で土地所有者を訪問し、要望書を手渡すとともに、今後の跡地活用について、生鮮食品類や日用品の購入が可能な商業施設を誘致していただくようお願いをしてきたところでございます。

民間事業のことではございますが、町としましても、町民の皆様がお困りになられている状況を重視しておりますので、今後も状況の推移を見守り、新たな情報が分かりましたら、議会にもご報告させていただきたいと考えております。

最後に3点目の、国や県の補助金や当町の財政調整基金等も活用し、思い切った町内交通網整備に予算を振り向けてはどうですか、とのお尋ねですが、町内の交通網として、現在、町の南部地区と北部地区にそれぞれ北九州市営バスが運行しています。

また、町の公共施設等を巡回する福祉バスを整備し、高齢者や障がい者、また妊婦の方が無料で乗車できるようにしており、一定程度の交通網は整備されていると考えております。

また、福祉バスの巡回ルートについても各地区の区長様などの要望を伺いながら、適宜、見直しを行っているところです。

今回、思い切った町内交通網整備に予算を振り向けてはどうか、とのご提案ですが、仮に町の交通網整備に伴い、新たにコミュニティバスを導入するとした場合、当然、多額の財源が必要となります。

財政調整基金を取り崩すことで、短期間の事業費は賄えるかもしれませんが、バスの購入及 び維持管理、運転手の確保等、長期的観点からみると、安定的な財源を確保できるとは限りま せん。

また、コミュニティバスを導入した場合、北部地区で運行している北九州市営バスの利用者 の減少に繋がり、路線の縮小、撤退という事態を招く恐れもあります。

近隣の自治体においても、人口減少に伴う利用者の減少から、財政負担も大きくなり、コミ

ュニティバスの事業そのものの見直しを行っている自治体もあるようです。

このような状況から総合的に判断しますと、現状の北部地区は北九州市営バスによる運行、 南部地区は、町が補助する北九州市営バスによる南部循環線としての運行を維持するとともに、 高齢者や障がい者、妊婦の方々の移動手段である福祉バスも巡回ルート等の見直しを図りなが ら、利用しやすい交通網として維持してまいりたいと考えています。

次に、児童クラブ支援員の処遇改善について、のご質問にお答えします。

まず、1点目の、部屋も分かれ、別々に保育している場合は、2学童として正規2名ずつ、正規4名配置するべきだと考えますが、いかがですか、とのお尋ねですが、各放課後児童クラブに配置している放課後児童支援員に関する事項は、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、水巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条で定められており、放課後児童支援員は、保育士資格又は社会福祉士等の資格を有する者で、福岡県知事が行う研修を修了したものでなければならないと規定されております。

また、放課後児童支援員の人数につきましても、条例により 1 つの支援の単位ごとに 2 人以上配置することとしており、そのうちの 1 人については、資格を有していない場合でも補助員として、これに代えることができると規定されています。

本町の支援の単位につきましては、小学校区ごとに 1 単位となっていましたが、伊左座児童 クラブの増築工事を平成 29 年度に実施したことにより、支援の単位が 1 単位から 2 単位に増えたことで、町全体での支援の単位は、現在 6 単位となっております。

ご質問では、各児童クラブが大幅に定員を超過している状況について、定員数に対する在籍児童のパーセンテージで示されておりますが、実際に日々の利用者数を基にした利用率で見ますと、最も高い月でも在籍児童に対して70パーセント程度の利用率であるため、実質的には1つの支援単位での運営も可能であると考えております。

また、保護者が休みの場合が多い土曜日におきましては、利用する児童が 1 桁の場合もある ため、現在、学校の空き教室を利用している猪熊児童クラブを 2 つの支援単位として、正規の 支援員 4 名を配置するということは考えておりません。

ただし、今後も児童数の推計を注視しつつ、恒常的に保育児童の増加が見込まれるような状況になりましたら、施設自体の増改築等を行い、施設の抜本的な問題の解決を図ったうえで、支援の単位を増やすなど、必要な支援員数の配置を行っていきたいと考えております。

なお、平成31年度に新築工事を予定しております頃末児童クラブにつきましては、工事が完了し、利用開始になるまでに、支援単位を2つにするよう、条例を改正し、それぞれに2名ずつの放課後児童支援員を配置する予定としております。

放課後児童クラブは、放課後の遊びなど自由な活動を行うことで、学校を終えた児童が気分 転換やくつろぎ、休息を感じることができる時間・空間であり、児童が学校で学んだことや家 庭で身に付けたことを活かし、自主的・主体的な遊びや生活の体験を通じて、人として生きて いくための知恵や社会性を育むことができる大切な場所であると考えています。

また、ご質問にもありますように、放課後児童支援員は、児童の安全を確保しつつ、成長過程の異なる学年の児童を保育するため、保育業務の負担の大きさについては、十分認識しているところです。

そのため、学校の空き教室を借用し、2カ所の施設に分けて運営を行っている児童クラブについては、補助員となる臨時職員を他の児童クラブよりも多く配置することで、保育の質と、児童の安全確保を行うとともに、支援員の負担についても軽減を図っているところです。

そのような状況の中で、全国の放課後児童クラブに共通する問題として、指導員のなり手不足により、利用希望があるにも関わらず、このままでは、児童クラブ自体の運営ができないという実情について、全国知事会、市長会、町村会などから支援員の配置人数や資格要件の基準緩和を求める提案が内閣府になされました。

このことを受け、内閣府の地方分権改革有識者会議では、今後の対応方針案がまとめられることとなり、その結果、昨年 12 月 25 日に放課後児童クラブの支援員の配置人数、資格要件の基準を緩和する対応方針が閣議決定され、今通常国会において児童福祉法の改正を含む地方分権一括法案が提出されたところです。

この法案が可決されれば、全国一律で義務付けられている基準が緩和され、各市町村の実情に合わせた形で、支援員の配置人数や資格要件を条例により独自に定められるようになります。

今後、法改正が行われた際には、本町におきましても、支援員の配置人数や資格要件について、保育の質と児童の安全確保を第一に考えながら、慎重に検討を行ったうえで、町の方針を決定してまいりたいと考えております。

次に 2 点目の、支援員だけではなく、町全体の長期臨時職員という身分の見直しが必要な時期に来ていると考えます。いかがですか、とのお尋ねですが、地方公務員法等の改正により 2020 年度から「会計年度任用職員制度」が新たに創設されることとなります。

そこで、放課後児童クラブ指導員を含む、全ての臨時・非常勤職員が同制度への移行となる ため、新たな雇用制度の構築に向け、現在、情報収集を行っているところでございますが、新 制度に移行した場合においても、放課後児童クラブ指導員のみを特に優遇するような賃金体系 を新たに設けることは、現時点では考えておりません。

しかし、放課後児童クラブ指導員につきましては、未来を担う児童の放課後における育成支援のみならず、待機児童ゼロでの放課後児童クラブの運営という、子育て世代への重要な応援施策の一端も担っていただいております。

そのため、支援員のなり手不足を解消するとともに、勤務条件や賃金体系等の処遇の改善を 図ることは、かねてより大きな懸案事項でございました。

また、延長保育などの利用者ニーズの多様化にも対応し、引き続き良質なサービスの提供を 行っていくためにも、解決すべき急務な課題であると認識しております。

そのため、これからの課題を解消すべく、現在の放課後児童クラブ指導員の継続雇用や処遇 改善を第一の条件とし、また、今後の人材確保も前提条件としながら、2020年度からの民間事 業者や社会福祉法人などへの業務委託に向けて検討を進めてまいります。

また、検討の際には、業務委託をした場合に想定される、児童・保護者、学校、そして放課 後児童クラブ指導員が抱える懸念等について、しっかりと合意形成を図るとともに、現在の本 町における放課後児童クラブの運営の基本方針を後退させることのないように配慮しながら、 業務委託の準備を進めてまいりたいと考えておりますので、今後のスケジュール、業者の選定 方法などの詳細が決定しましたら、議会において報告をさせていただきたいと考えております。 次に、入浴施設の設置について、のご質問にお答えします。

入浴施設を誘致したいと答弁されていた町有地が整地されているようですが、今後の計画を お示しください、とのお尋ねですが、はじめに、町の計画性のなさを指摘しながら、何度も議 会で取り上げてきましたとのご指摘がありましたので、入浴施設誘致までの経緯について、ご 説明いたします。

水巻町老人憩いの家として昭和49年12月に開設された「えぶり山荘」は、60歳以上の高齢者の集いの場として利用されていましたが、建設から40年以上が経過し、施設の老朽化により随所に不具合が生じ、かつ、施設内外ともにバリアフリーの仕様でないことから、建物内の段差が多く、緊急時の避難経路が確保できない等の多くの課題を抱えていました。合わせて、耐震診断の結果、基準を満たしていないという、構造上の問題も明らかになっていました。

高齢者の皆様に愛されてきたこの入浴施設を、できれば新しい入浴施設ができるまで何とか利用できないかと検討いたしましたが、修繕には多額の費用が必要になると同時に、いつ災害が起こるかわからないという現状を鑑みて、やむなく閉館せざるを得ないという結論に達しました。

そこで、閉館に向けての議会への報告に関しては、平成27年9月議会において、施設の現状と課題を報告し、平成29年3月の閉館を提案しております。

また、平成28年9月議会で、えぶり山荘閉館に伴う代替サービスとして、近隣入浴施設の活用案と、町内通所介護事業所へ入浴事業を委託するという2案を比較検討した内容をお示しし、最終提案に関する内容の報告をいたしました。

さらに平成29年3月議会では、「水巻町学習等供用施設設置及び管理運営条例」及び「水巻町老人憩の家の利用に関する規程」の2つの例規の廃止を報告すると同時に、えぶり山荘閉館後、利用者それぞれの利用目的に沿った対応と、閉館後の施設管理等についての報告をしております。

町執行部としても、平成25年7月から平成28年8月にかけて5回の政策会議を開催し、耐震診断の結果等も踏まえながら施設存廃についてあらゆる面から協議を重ね、総合的に判断した結論としています。加えて、利用者への対応といたしましても、アンケート調査を通して利用者の特性、ニーズ等を把握しつつ、平成27年度、28年度の2年間にわたって利用者説明会を開催し、ご意見を頂く機会を設けてまいりました。

また、えぶり山荘が閉館されたあとも、福祉バスの南北線を増設し、マリンテラス芦屋への 入浴補助を実施しているところです。

入浴施設の誘致につきましては、平成30年3月議会にて、民間事業者に対し、町有地を有償で貸付し、健康入浴施設を誘致するためのプロポーザルを実施するという行政報告を行っております。このたび、プロポーザルを実施するにあたり、平成31年度当初予算におきまして、2千200万円の債務負担行為を計上させていただいております。

また、今年度中に当該町有地の造成工事を終了するようにしております。その後、当初予算の議決を頂きましたならば、次年度におきまして、健康入浴施設の建設から運営までを行っていただく企業を誘致するために、プロポーザルを実施いたします。応募の条件としては、賃料を不動産鑑定士の意見書をもとに1平方メートルあたり月額67円と設定し、本年の夏ごろに優

先事業者を決定したいと考えています。

施設オープンにつきましては、建設工事期間がおおよそ 1 年くらいはかかると思われますので、2020 年度中になると考えていますが、施設の規模等が決定しておりませんので、現段階ではっきりと申し上げることはできません。

えぶり山荘がやむなく閉館となり、何とかこれに代わる入浴施設を誘致したいという、これは、私の公約でもありますが、町民の皆様の要望が、実現するよう進めてまいりますので、今後の進捗状況につきましても、適宜ご報告させていただきたいと考えております。

次に、町営住宅の風呂釜の自己負担について、のご質問にお答えします。

当町においても法に則り、町営住宅にお風呂を設置すべきだと考えますがいかがですか、とのお尋ねですが、ご質問のとおり、現在、本町では町営住宅に風呂釜等は設置しておらず、入居される方の負担で設置していただいております。風呂釜等の設置金額を確認したところ、業者により多少の差があると思いますが、シャワーがある場合で約16万円、シャワーがない場合で約13万円の費用が掛かるようです。

このことについて、近隣の自治体に確認したところ、本町と同じく自己負担で設置している ところ、新規で建築や建替えをした場合に設置しているところ、条件を付けて設置していると ころ、全戸に設置しているところと様々な取り扱いとなっています。

おおよそではありますが、昭和の時代に建築された住宅は風呂釜等が設置されていることが 少なく、平成に入って新築や建替えをした住宅には、最初から設置されていることが多いよう です。

しかし、共通することは、自治体で風呂釜等を設置した場合は、設置していない場合と比べ、 住宅使用料が1千円から2千円程度増額となっています。これは、使用料の算定時に用いる利 便性係数が上昇するため、その分の使用料が増額されるものです。

また、入居されている方が退去される際に、指定業者による風呂釜等の洗浄を、自己負担で 実施するように義務付けているところもございました。

このように、自治体が風呂釜等を設置することで、入居時の一時的な負担は抑えられますが、 その後の住宅使用料という経常的な負担は増すことにもなります。

また、1 千920 戸もの管理戸数を持つ本町において、すべての住戸に風呂釜等を設置することは、膨大な費用が掛かることや、すでに自己負担により設置している方との整合性についても考慮するなど、慎重な判断が必要です。

本町といたしましては、ご質問にありますように、公営住宅法第 1 条の目的には「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し」とありますが、第 1 条の後段には「住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と規定してあります。そのような点も考慮した上で、町営住宅の空き住戸の提供に努めているところでございます。

また、現在、整備を進めています高齢者や体が不自由な方のための車いす対応型住宅には、 改修時に風呂釜等を設置するなど、できる範囲での対応はしておりますが、町営住宅全体への 風呂釜等の設置については、現時点では困難であると考えます。

最後に、吉田町営住宅の建替え計画について、のご質問にお答えします。

まず、1点目の、吉田町営住宅以外の町営住宅や県営住宅、UR住宅等の空き部屋状況の把握に努めるとともに、住み替えに関する条件面の整理や課題、又必要となる手続等について他市町村の事例等を参考にしながら研究を進めているところですと答弁されてきましたが、その結果を報告してください、とのお尋ねですが、ご質問にもありますように、議会内学習会において、議員の皆様から、町内にある他の町営住宅等の空き部屋への住み替えを募ってはどうかとのご意見をいただいたことから、吉田町営住宅以外の空き部屋の状況について、継続的な把握に努めております。

まず、町営住宅の平成31年2月末現在の空き部屋の状況は、二町営住宅が20戸、高松町営住宅が205戸、鯉口町営住宅が28戸となっており、野間町営住宅及び、いわぜ町営住宅を除く空き住戸の戸数は253戸で、町営住宅全体の管理戸数の13.2パーセントとなっております。

また、町内には、3か所の県営住宅と1か所のUR賃貸住宅がございますが、それらの空き部屋の状況につきましては、平成31年2月末現在で、県営住宅が162戸、UR賃貸住宅が155戸となっております。いずれも4階、5階の高層階に集中しているとのことでございました。

今後も、これらの空き部屋の状況の把握を継続して行うとともに、民間の賃貸住宅等も視野 に入れ、把握に努めていきたいと考えております。

また、ご質問にあるように、住み替えに関する条件面の整理や課題、また必要となる手続き 等の研究につきましても、公営住宅の建て替えに伴う住み替えの実施、あるいは計画している 他市町村の事例等の情報収集を行いながら研究を進めています。

また、移転補償など、住み替えに関する条件面の検討については、入居されている方々の生活状況や町の財政状況を十分に考慮する必要がありますことから、関連する要綱の制定を含め、今後も引き続き、慎重に研究を進めてまいります。

さらに、今後、事業を進めていく上で、財源の確保等が必要となってまいります。そのため、 活用できる補助金や事業の進め方について、県との協議を開始したところでございます。

このように、議員の皆様からいただいたご意見を念頭に置きまして、今後も県やURなどの関係機関との連携を図りながら、引き続き検討を進めてまいります。

次に 2 点目の、今後とも議員の意見を伺った上で、最終結論を出したいと答弁されてきましたが、すでに議会内での学習会は終わっているのではないですかとの、お尋ねですが、議員の皆様におかれましては、吉田町営住宅建替え問題について、現在においても活発なご議論をいただいていると認識しており、私もこの問題は、町の将来を左右する非常に重要なものと考えております。

従いまして、今後とも町民の代表である議員の皆様からのご意見をいただきながら、慎重に 検討を進めるべきと考えております。

次に3点目の、議会の責任に転嫁しないで、町当局が積極的に取り組んで早く結論を出すべきだとの、お尋ねですが、先ほども申しましたように、この問題は町の将来を左右する非常に重要なものと考えます。また、議員の皆様方の中には、建て替えに反対の方や将来的な町の財政負担に大きな懸念を持たれている方もいらっしゃいますことから、今後も議員の皆様方から忌憚のないご意見をいただきながら、町として積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に4点目の、その後の取り組みの進捗状況について、のお尋ねですが、先ほども申しましたように、議員の皆様方からいただいたご意見をもとに、福岡県やUR等の関係機関との連携を図りながら協議を進めるとともに、他市町村の先進的な事例等を参考にして、引き続き検討を進めているところでございます。

これまでの議会答弁と重なりますが、この吉田町営住宅の建て替えは、今後の少子高齢化社会や町の人口減少が確実視される現状におきまして、本町の将来に大きく影響を及ぼすものでございます。

また、住まいのセーフティネットとしての機能を持つ町営住宅は、本町にとって、引き続き 重要な政策の1つであると認識しております。

今後も、このことを踏まえた上で、議員の皆様からのご意見を伺いながら、慎重に検討を進めてまいります。以上です。

議 長(白石雄二)

これより、再質問をお受けいたします。井手議員。

9番(井手幸子)

9番、井手幸子です。私は質問の最初の高齢者の買い物対策と交通対策について、関連質問をいたします。

わが党はこの買い物と交通についてはもう 10 年以上も前から議会に何度も取り上げて、町民の皆さんの要求に応えようと取り上げてまいりました。今回の町長の答弁の中にもありますように、1 番大きな認識の違いというのが、答弁、先ほどありました、美浦町長は一定程度の交通網は整備されているというふうに何回もこの答弁をいただいております。しかしですね、質問の中にもありましたように、実際に町民の方は買い物にしても交通にしても非常に不便さを感じられているのが実態だと私たちは認識をしております。そしてこのまた大きく言えば、この町にとってもこの交通と買い物対策っていうのは町の将来にとって非常に大切な政策の一つであると思います。人口減少化社会だからとか、財政がないからとかいう答弁もありますけれど、やっぱりこのことに真剣に取り組むこと、そしてどうしたら人口が増えていくかっていうところを考えるのも行政の役割だと思っております。

そして中身に入っていくわけですけれど、先ほど言いました、町内の公共交通は整備をされていると、北部には在来線の市営バスがあり、南部には南部循環線のバス、そして福祉バスが通ってるっていうところを言われていると思いますけれど、先日の本会議の質疑の中でも私が平成31年度の予算の当初説明のときに交通網の整備っていうことがあって、私、どの部分ですかって言ったら、福祉バスと言われたんですね。町長答弁されました。福祉バスもたくさんの方、利用されていますけど、現在の福祉バスや南部循環バスだけではね、十分ではないと私たちは理解をしているとことですけれど、町長にもう一回、その町内の交通網に対する認識をお聞かせ、質問をいたします。

議長(白石雄二)

町長。

町 長 (美浦喜明)

井手議員は当初からこの交通問題よく言われてますが、私は他町村に比べて水巻町は交通の利便性は良いというふうに聞いておりますし、町民の方には他町から来られた方も「水巻、住みやすいね」と、「交通の便もいいね」と、いうふうに言う声もきいております。一概に今、井手議員がマイナスのことばかり言われておりますが、やはり町といたしましても、財政的にも、それから今の市営バスの問題にいたしましても、メリットデメリットですね、それから他町村がコミュニティバスをやっておりますが、乗る方が少ないとか、いろいろな問題も抱えております。メリットばかりじゃないと思っております。だから私は、ただ現状がいいとは言っておりません。現状を見ながらですね、将来に向けて、折尾駅のバスセンターも将来できますし、南部地区の市営バスの導入、あるいは水巻駅の南口の工事が終われば、また南部循環線の利用も考えたりですね、今の現時点では吉田の商業施設あるいはイオン跡地、等々大型施設ができております。それから先ほども答弁いたしましたように、風呂の施設も駅の南口のほうに誘致したいと考えております。そういう今、いろんなものが水巻で実現しつつあります。そういうことも踏まえながら交通体系を考えていきたいというふうに考えております。以上です。

議 長(白石雄二)

井手議員。

9番(井手幸子)

わが党はこの十数年以上交通問題を取り上げる中で一旦はですね、町は水巻町地域公共交通協議会というのを作って、1年以上、約20名の委員がいました。そのメンバーは錚々たるメンバーでしたけど。それで計画を立てたんですね。立てました。で、実際に町長への答申も25年の3月に出しておりますね。しかし一旦町がそういうふうに計画したものを、美浦町長、就任された後にですね、これはお金がかかるからやめる、政策会議にかけたら莫大な金がかかるっていうことで反故に、もう無かったことにされたわけですね。

吉田の町営住宅もそうですけれど、一旦町がね、こうやって方針を出した、で、このときに多分予算も採択されていると思うんですけど、町が方針を出したことについて十分な説明もなく取りやめにするということに対しても、町民も説明不足っていうか納得がいかないところがあります。そしてちょっと時間がありませんので先に言いますけれど、財政の面ですね、大きな財政負担がかかるっていうことですけれど、この協議会で随分いろんな検討した中で、当初のバスを購入したりする予算は約7千万円。そして維持費としては3千500万円という数字もきっちり出しております。この3千500万円というのは、現在の南部循環バスと福祉バスも含めたらやっぱりこのくらい金額になるわけですよ。ということはやっぱり今の福祉バスもいいけれど使いにくい、買い物のカートが載せられないとかね、そういう問題がいっぱいある中で、やはり真剣に交通網の体制を考えていただきたいと。予算的にはそんなに大きな、というか今

でもやれるような金額になっておると思いますけれど、そのへんのお考えはいかがですか。

議 長(白石雄二)

町長。

町 長 (美浦喜明)

まず一つですね、近藤町政のときにこの交通機関、公共交通のことをされたと思います。私は就任して精査しました。やはりそれはするべきじゃないという判断をいたしまして、やはりやめる勇気も必要だと思っております。ただ、前任者から引き継いだからそれを悪いと分かっていても、金がかかると分かっていてもやるということはいかがなものかと思っております。そういうことで私としては公共交通の問題は精査して、そして議会にも、やらないというふうにきちっと説明をしてやってきているつもりです。

それから今、福祉バスとコミュニティバスと変わらないじゃないかと、そんなことありません。もう一度積算しなおしてください。以上です。

議 長(白石雄二)

岡田議員。

8番(岡田選子)

先ほどからの買い物対策と交通対策についてですけれども、町長は福祉バスということです よね。それで福祉バスがですね、本当に利用しやすくて本当にいいものだったらそれで結構な んです。けれど実態としてどうかといったときに、先ほど私どものアンケートに答えていただ きましたように、やはり住民の皆さんが今のはちょっと使いにくいという声が実態なんですね。 それでほかにもう少し挙げますとですね、JRが着いた頃にバスが行ってしまって、それは南 部循環バスのことですかね。待ち時間が長いとか、市営バスとJRの乗り継ぎ時間を調整して ほしいとか、福祉バスでは、目的地によっては着くのに何分もかかって、JRで、この方かど うか分かりませんけどお聞きした方にはね、1回JRに間に合わなくて、もう二度と利用しない とかですね、そんな声も私たちは聞いております。だからこの福祉バスをもっと利用しやすい ものにしていただくっていう努力がいると思うし、じゃあそれが福祉バスで全部叶えられるの かなっていうところなんだろうと思うんですよ。それで先日広報にこれ配られましたね。あの バスの。で、私も自分が免許返上したときにどうかなとか思って、これ一生懸命見るけどもの すごい難しいですねこれ。見にくいし。もっとこうわかりやすい、多分ね利用が少ないのは、 わかりにくいっていうのがね、コースとか。分かりにくいっていうのがあると思うんですよ。 だからそこをもう少し改善する方向で進めていただきたいというのと、もう一つアンケートの 中に「あ、いいな」と思ったお答えがあったんですけどね、停車のバス、1 回乗ってしまうとこ のバスがどっちを向いて行くのかが分からないという、不安だという声があるんですね。だか ら本当、運転手さんが面倒になるかと思いますけど、役場が拠点なら役場に戻ってきたときに は、今からはこっち向いてこう行きますみたいなね。そういう案内を表記してほしいとかです ね。行き先がわからないとなかなかこうちょっと乗りにくいっていうのがあると思うんですね。 そういうこともありました。だからそのへんの改善はまた福祉バスだからこれ福祉課にお願い するっていうのが大変心苦しいんですけど、何かこう交通網対策として、何か別にきちっとそ のことだけを考える係というかね、そういうのも、もうそろそろ必要になってきてるんじゃな いかなというふうにですね、高齢化社会の中で必要ではないかなというふうに思ったりしてお りますので、これはもう前向きに検討していただきたいということでいいと思います。お願い します。あ、じゃあ1回答弁お願いします。

[「あ、要りませんか。」と発言する者あり。]

[「いやいや、どうぞ。」と発言する者あり。

議 長(白石雄二)

はい、町長。

町 長 (美浦喜明)

当然今、岡田議員が言われたご意見もですね、そのとおりだと思っておりますし、一つは今、 芦屋にマリンテラスのバスをやっております。少し遠いということで利用者数も少ないという ふうにも聞いておりますが、頃末の南口に風呂などができれば、その芦屋に行っているバスを 町内でまた、今、各ところを回っておりますが、そういうバスを主な所に回していくとかです ね、それから商業施設ができたりするとまた町の体系が変わってくると思います。少し今はご 不便かけておりますが、そういうことを総合的にここ 1、2 年そういう商業施設、あるいは風呂 等ができればですね、また流れが変わってくると思います。そういう中で、福祉バスも含めて、 また今、買い物難民と言われている所もありますので、そこらへんも検討していきたいと思っております。以上です。

議長(白石雄二)

井手議員。

9番(井手幸子)

先ほどの財政予算のところですけれど、私が申し上げたのは、平成31年度の福祉バスの予算1千713万8千円ですね。それと、南部循環線のバスが1千860万5千円で、合わせて3千574万。で、これは何年か前に計画したコミュニティバスのランニングコストとほぼ一緒ですよという意味です。それで、そのコミュニティバスにもこだわらないというか、要するに誰でも乗れる交通網を整備してくださいっていうのが私たちの主張でありますけれど、福祉バスであったら60歳以上の人は無料とか、そして南部循環線では南部の方が水巻駅南口に朝行かれるのに使われている。じゃあそれに合わせたダイヤっていうかね、そういう路線を考えていくのは当然可能なわけで、そういう工夫をしながらやれるんじゃないかと。で、当初のお金で7千万円

という試算が出てますけど、今、財調は25億4千万円ありますので、水道をしたときも財調から確か5億円くらいですかね、使ったと思いますのでこれで十分できるんじゃないですか。それと町民の要求は大きいものがありますよっていうことを一つ、ちょっと申し上げたいと思います。

議長(白石雄二)

町長。

町 長 (美浦喜明)

井手議員が言われることも理解できるところもありますが、財政調整基金が 25 億あるから、それを取り崩してと、簡単にはいかないわけです。なぜならば、今水巻全体で下水道もやっております。ご承知のように 70 億近くの借金もあります。そして毎年 3 億、今年、平成 31 年、3 億 4 千万ですか、下水道に値上げをしないために一生懸命今、努力をやっております。そういう全体のですね、もし災害が起きた時どうするんだというような、全体を見てですね、財政をやっておりますので、一部のものを見て、お、これは 25 億あるからそれにお前少し 5 億使えばいいじゃないかと、そういう荒っぽい議論はないと思います。やっぱりきちっと積み上げて、ただその公共交通に関していろんな角度から見直さなければいけないところは今後も検討すると、先ほど岡田議員のときにも発言いたしましたが、答弁いたしましたが、そういうふうに考えておりますので、その状況を見てやっていきたいと思っております。以上です。

議長(白石雄二)

岡田議員。

8番(岡田選子)

やはりですね、便利なものを作るためには予算を今よりも少しはかかりますよということを 井手議員は言いたいわけで、予算を増やさないかぎりはやっぱり福祉バスが2台3台じゃなく てね、4台も5台もあればもっとこまめに回れるわけですから、やっぱり予算をね、増やすこと が重要ですよっていうことですので、今後その方向で考えていただきたいと思います。

私は学童保育の件について質問させていただきます。学童保育ですね、今回はたいへん水巻町の学童有史以来、平成31年になりますが、有史以来本当に大きな転換の答弁となっていると思っております。一つはですね、民営化をするという、大きな、ええと確か前の議会でしたっけ、町長は、委員会でしたかね。学童保育は公設でやりますって言ってね、公立でやりますみたいな話をしていただいてた、その後ですので、この答弁に大変驚きました。今まで公設公営でずっとやってきたものが民営化したいという本当に大きな転換となっております。その理由がですね、指導員の待遇改善にはこれしかないんだと。いう話なんですけども、それはやっぱり町として努力が足りないんではないかというふうに思います。そして民営化になればですね、じゃあ処遇が改善してね、これが本当に普通の人並みに当たり前になるのかって言ったら、やはりそれは町が委託する委託費ですね。そういうことの金額でまた決まってくるわけですから、

決して十分ではないというふうに私は考えております。それとですね、民営化が決して処遇改 善には繋がらないということを私はちょっと述べておきたいと思います。それともう一つ大き なところは、従うべき基準ですね。従うべき基準を今、国が法改定して今度採決されたらです ね、従うべき基準が40人に2人が1人でもいいよというようにちょっと改悪されてくるんです けれども、これについても、水巻町はずっともう2人で、常時2人でやってきたわけですよ。 だからそれを崩すというのは私はやるべきではないというふうに思います。そして今現在、定 員増で受け入れてますね。待機児童を出さないのがいいのか、定員増で保育をするのがいいの か、ちょっと本当にここにはちょっと疑問も残るところではありますが、そこでしっかり良い 保育をするためにはやっぱり指導員がいるんですよ。きちっとした指導員がですね。やっぱり 質の高い指導員もいるわけです。だからそのためには処遇がいる、必要だ、という本当にこれ、 堂々巡りになってしまうんですけど。 そこにやっぱり町が学童保育に対してどれだけの、3 百何 人ですよ、一つの学校にいる在校生いるくらいの子が町の中で通ってるわけでしょ、3百何人、 3 百数名ですね。だから本当にこれしっかり予算もかけないといけない、私は事業だと思ってお りますので、この従うべき基準、もし国の法律が通ったら、これをこの法通りに、正規2人を1 人でいいという、このそれを思わせるような答弁がありますので、これについてちょっと再度 確認したいと思います。

議長(白石雄二)

はい、吉田課長。

学校教育課長(吉田 功)

ご質問にお答えします。例えば、支援単位を二つに分けているような場合ですね、片方、一方の児童クラブに配置する支援員は1名でいいなどのような柔軟な配置ができるような検討をする余地はあるのではないかと考えております。以上でございます。

議長(白石雄二)

岡田議員。

8番(岡田選子)

今、伊左座は2単位ですね。そして、猪熊は1単位だけど2つに分かれていますね。頃末も1単位だけど2つに分かれていますね。そのときに学童、まあ例えば頃末ならですよ、2人の指導員がいるけどそれが1、1に分かれてるわけでしょ。だからそれは違うって思うんですよ。やはりですね、そこに補助員さんを入れてるからいいという判断だと思うんですけども、やはり常時2人体制できちっとやっぱり、ただ見てる、集めてここでずっと読み聞かせだけしているわけじゃないんですよ。子どもはやっぱり自由に学童という場所でですね、やっぱり学校でのいろんな思いやら、昨日等の家庭の思いやら、いろんな思いを抱えて学童に帰って来るわけですよ。そのひとりひとりを受け止めるにね、1人でいいかって言ったら違うんですよ。やっぱり2人でいつも話し合って子どもの状況を、昨日から今日の子どもの状況を全部把握しながら子ど

もに向かうわけですよ。だからそんなね、目の前で何ですか、テレビだけ見せてるとか読み聞かせだけしているとかそんなんじゃないんですよね。ひとりひとりの子どもの成長発達を保障するための指導員なんですから、やはりきちっとですねそこは手当をしていただくっていう答弁をいただかないと困ります。再度お願いします。

議長(白石雄二)

はい、吉田課長。

学校教育課長(吉田 功)

ご質問にお答えいたします。先ほど言いましたのは、例えば、伊左座児童クラブのように同じ建物を2つに分けて2支援単位としている場合ですね、片方は2人支援員を配置して、もう片方は1人、そういったことであれば3名体制でよろしいというようなことも考えていいのではないかという答弁でございました。以上でございます。

議長(白石雄二)

岡田議員。

8番(岡田選子)

2つにあるときには1つに2人ずつ付けてくださいということを言ってるんです。最初から。最初からですよ。やっぱり2つに分かれてるわけでしょ。学童が。そしたらこの子どもたちにその指導員は責任持つわけでしょ。だから1人じゃないですか。それに補助員さんが付くだけなんでしょ。そうじゃなくて別々の学童になってるんだからここできちっと2人正規を最初から置いてくださいって言ってるんですよ。でないと責任の問題にもなってきますよね。その子どもに対して。正規1人しか責任持てないんですよ。後の方は補助員さんなんですよ。何かあったときには正規の人に全部責任かかってくるんじゃないですか。やはりそれは町がしっかり手当てするっていうことがね、行なうべきだと思いますので私はこの従うべき基準ね、多分国会で通るでしょう。通ってもね、これはしないと、水巻町はこれを受け入れませんという姿勢が必要だと思います。でないと子育て支援、本当の子育て支援にならないじゃないですか。町長どうですか。

議長(白石雄二)

町長。

町 長(美浦喜明)

まだ、通ってない法案にいいとか悪いとか言えませんけど、基本的にですね、水巻の学童保育は施設も、平成29年は伊左座小学校の増設、学童の、平成31年度は頃末小学校の学童保育と、私はですね、他町に負けないような施設、そしてですね、ただ今回ですね、働き方改革で職員の処遇の問題がですね、問題だというところの中で、今の町で町職員の賃金を特別に云々

ということはできないというところがですね、これはもう岡田議員が私達に言うよりも一番ご自身が理解してるところじゃないかと思っておりますが、いずれにいたしましても、やはり今のままではいけないということだけははっきりしているわけですよ。待遇面はですね。だからやはり先ほど答弁いたしましたように社会福祉法人あるいはベテランのそういうことに慣れている民間会社に 2020 年度から、だから平成 31 年度にはこれを議会の皆様とも議論しながらですね、2020 年度に向けて体制作りをやっていきたいと。何も今水巻で私は子育て支援に力を入れてるつもりでございます。他町村に比べてやっているつもりですし、学童保育を軽んじてもおりません。そういうことで議員の皆様とも 2020 年に向けてこの民間委託も含め、処遇の問題も含めてやっていきたいと思っておりますので、今の国の法律が通らない前からどうこうという話は、私としては控えさせていただきます。以上です。

議 長(白石雄二)

岡田議員。

8番(岡田選子)

従うべき基準についてはですね、いろんな団体が自民党にも反対の署名を出したりしておりますので、やっぱり学童保育に関わる保護者とか指導員とかにとってはやはりそれは守ってほしいという立場でいると思いますので、この3月議会に私どももその従うべき基準をきちっと守ってほしいと、引き下げないでほしいという意見書を提案させていただいておりますので、是非水巻町議会の議員の皆様にもご協力いただいて意見書を上げていきたいと思っています。

それと民間にするっていうことなんですけど、今、民間にした場合にいろんなトラブルが起 きてますね。特に最近では横須賀のね、保護者と民間業者がトラブルということで学童のほう が預かり拒否をするというね、もう手のかかる子は預かれませんよっていう民間が出てきたと かですね。もうそれはいろいろやはり公設がやってるから安心っていうところは絶対あると思 うんですよ。民間になるとやはりどうしても運営経費というものを考えてしまいますから、そ れに十分に合うような委託費がじゃあ出せるかっていうまた問題になってくると思うんですね。 だからどっちが委託にすればどんどん経費が上がったっていう事例もありますよね。ですから ここはしっかりもっと考えて、保護者とか現場とかの意見、よく聞いてしていただかないと。 いや民間でもいい学童保育やってるとこいっぱいありますよ。だからそうなればいいですけど、 もし、その業者がそういうトラブルとか起こしてたとき、もう全国でいろいろな問題になって いるわけですよ。だからそのへんを慎重に対応していただかないともう処遇改善のためには民 間委託しかないんだっていうね、そこを逆手に取ったような議論でやられると本末転倒になっ てしまうんですね。学童保育の質を保つということが一番の重要な問題ですので。そのへんあ と 2020 年度からということになるとあと 1 年しかないんですね。1 年間の間に進めようという わけでしょ。もう少しね、現場の意見やら保護者の意見とかね、しっかり聞いて進めることが 基本だと思いますがいかがですか。

議 長(白石雄二)

吉田課長。

学校教育課長(吉田 功)

ご質問にお答えいたします。まず費用に関してですが、民間等に委託することにより、現在より運営費がかかるということになる可能性は十分考えられると思いますが、その分が指導員さんの処遇改善に繋がるのであれば、ある程度は、もう、やむを得ないのではないかというふうに担当課としては考えております。あと、質の問題でございますけども、民間等に委託が決まった場合ですね、併せて定期的に業者評価を行なうような仕組みも考えたいというふうに思っております。例えば、保護者代表による評価委員会等を設置して、契約の中で、業者に対して評価委員会の意見や要望を尊重しなければならないなどの条件をすることによって、質が落ちることを防ぐことはできるのではないかというふうに考えております。あと、今から検討していくにあたって、当然指導員、保護者の方、そういった意見というのは十分聞いていく機会を設けたいというふうに考えております。以上でございます。

議長(白石雄二)

小田議員。

7番(小田和久)

吉田団地の建て替え問題について、ちょっと質問します。こまごまとちょっと質問したいと 思ったんですが、ちょっと時間の関係がありますので、もういっぺんですね、この団地問題、 建て替え問題について振り返ってみたいと思うんです。その一つはですね、これ平成 29 年の 3 月議会、今、平成31年だから3年ぐらい前ですね。このときの議会でですね、建て替え問題に ついて町長はこういうふうに答弁されているんです。この 3 月議会での未来の会のですね、建 て替え問題について要するに建てる必要はないという意見について、関連した答弁になってい るんですが、「この建替問題は、従前より地元などから強い要望があっていたものですが、町の 財政状況や当時の行政改革などの要因から、建て替えは政策的に当面凍結することとされたも のでした。」と。しかし、「私は、町長に就任した後」、つまり平成25年10月ですね、「現地に 足を運ぶ中で団地の老朽化の度合いや環境面、防犯面の問題などから、もうこれ以上、問題を 棚上げすることは出来ないと判断し、平成26年1月に政策会議を開催し、具体的に建替問題を 検討していくことにいたしました。平成26年度には職員のプロジェクトチームを編成し、建て 替えに関する大まかな骨格を検討し、翌年の平成 27 年度には、専門家や居住者代表などを交え た第三者委員会において十分な調査・検討をいただいて、平成27年12月に建替計画の最終答 申を受けております。」この検討委員会には議会を代表して、私と公明党の松野議員が出席して、 つまり当局が作り上げた案を検討委員会に提示して、そこで我々は議会の代表として検討して、 そして最終的に答申をしたという経緯がありますね。そのときに検討委員会でですね、費用が 高すぎてどうもならんとかいう意見は出らんかったんですよ。こまごまとした、家賃を高くし てもらいたくないとかね、いろいろこまごまとした意見はあったけれども、基本的にはあなた

方が作った案を認めたんです。議会を代表した松野議員と私も認めたんです。これが経緯なん ですよね。だから、そのときの提案でもね、当局が示したのが確か 46 億ぐらいの額だったと思 います。50 億とか60 億とかね、そんな額は出てなかったですよね。その経緯をちょっともうい っぺん振り返ってみたほうがいいと思います。それで町長が冒頭に言った「現地に足を運ぶ中 で団地の老朽化の度合いや環境面、防犯面の問題などから、もうこれ以上、問題を棚上げする ことは出来ないと」、これ同感ですよ。しかしね、居住者の中には家は何というかこのままでい いとかいろいろ個人的な意見はあると思うんです。しかし、この吉田団地ももう耐用年数が 20 15年で耐用年数45年になるんです。だから今2019年でしょ、もう耐用年数4年経過している んですよ。そういう経過から見てもね、町長今度の答弁でまた議員の意見を聞くと言うけれど ね、議員の意見はもう建てずに空いてるところに移せという意見と、100戸建てたらいいという 意見の二つ、この移せということについては町長、論破したですよ。そんなことはできないと。 高齢者がいっぱいいて 5 階建てなんかに引っ越しすることができますかと言って論破して、こ れ成り立たんのです。建てるなというやつはね。それから 100 戸建てろということはいずれに しても建てろということを言ってるんです。だから何戸建てるかが一つの問題になってきてる わけね、今。だから、いつまでも議員の言うことを聞く聞くということにこだわらないで、建 てなきゃならんということだけははっきりしてるんだから。私は必ずしも個人的にはね、必ず しも建てろとは言わないけども、しかし当局の立場からも議会の議員の立場からもね、耐用年 数が過ぎているということはね、危険な状況にあるということです。地震が来たら今、居住者 が全滅するという危険だってあるということを、個人的な感情を抜きにして、やっぱり大きな 立場でこの問題は早く建て替え計画を作り上げていくというふうにするべきだと思うんです。 あれでしょ、ちょっと、いやごとですけどね、えぶり山荘は耐用年数は 18 年残していて取り壊 したじゃないですか。危ないということで。だからね、これちょっと、いやごとですけどね、 そういう大局的な立場に立って建て替え問題は早く結論を出すために全力を挙げてほしいとい うふうに思います。いかがですか。

議 長(白石雄二)

町長。

町 長(美浦喜明)

平成30年の10月1日に機構改革をいたしまして、住宅政策課を作りました。今、住宅政策課でですね、いろいろと答弁いたしましたように、検討いたしまして、いつまでも延ばすわけにはいきませんけど、ただ、一つだけですね、やっぱり難しい問題は、お金の問題、先ほどの諮問委員会でお金のことは言ってなかったと、しかしですね、縛りはないからいろんな自由な結論があったと思うんですけど、いずれにしても諮問でやっぱり約50億かかるという中でですね、やっぱりそれを「はい、わかりました」と、「やりましょう」というわけにはいかないでしょう。やはりこれから人口が減る。そして空き家は先ほど述べたように、URも1棟から5棟まで今度崩します。そういう状況の中でですね、ただ単に「建て替えますよ」と言うわけにはいかないと思っておるんですね。その建て替える前にもっと努力することがあるんじゃないか

ということを今、内部で検討しております。以上です。

議長(白石雄二)

はい、岡田議員。

8番(岡田選子)

建て替えの問題はですね、個人はそれぞれあると思うんですけど、町で1回きちっと方針が出たわけですから、それもこちらから出したんじゃなくて町長の判断で取り組んできたわけですから、それを50億っていう金額で、それは大変なことですよ。ですけれどもやっぱり建て替えるという方針をね、お持ちなんでしょ。いつかは建て替えるつもり、なんでしょ。確認させてください。

議 長(白石雄二)

はい、町長。

町 長 (美浦喜明)

基本的に答申は答申で、私が建て替えるという話はまだしてないと思います。基本的にはいろんな今、先ほど言いましたように、住宅政策課でいろいろ検討させております。だから先ほども何回も言いますように、空き家もあります。どういうふうにして今後やっていくかと、当然足りなければ建て替えのことも考えなきゃいけないと思っております。そうでしょ。私は答申は答申じゃないですか。確かに今までの経過でなぜ前の町長たちが凍結してきたかと。これはですね、財政的にとても無理だということで、私も財政シミュレーションしたら50億というシミュレーションでは、やはり入りません。正直言いまして。そういう中でですね、その答申がそのまま鵜呑みに「あ、やりますよ」というわけにはいかないと。ただ今、岡田議員が言っているのは答申を決定したというようなね、私が建て替えを決定したというようなこと言われますが、そうじゃないんじゃないですか。答申はあくまでも答申であって、ただその中で、その答申を具体的にしていくための問題の中で、財政問題が出てきたということで今、建て替えるとか建て替えないとかいうものも含めてですね、今、住宅政策課で検討させ、やはりいつまでもどこかで方針を出して議会の皆様にもご理解をいただきながらですね、まあこれはどうしても難しい問題なんですよ。人と人との問題がありますので。だからそういうことを考えて今やっております。以上です。

議 長(白石雄二)

井手議員。

9番(井手幸子)

先ほど小田議員が言われたとおり、私も覚えておりますけれど、美浦町長が就任されたとき に、吉田団地問題について今、小田議員言われたとおりに大きな事業ですというふうにはっき り建て替えるというふうに言われたと思いますけど、もう一度確認します。

議 長(白石雄二)

町長。

町 長 (美浦喜明)

建て替える建て替えないの問題よりも、吉田団地は先ほど私が言ったように老朽化でやはり何とかしなくてはいけない、これは今でも何も変わっておりません。以上です。

議長(白石雄二)

岡田議員。

8番 (岡田選子)

吉田団地の問題はやはり建て替えないといけない団地ですよね、町づくりの観点から――。

議 長(白石雄二)

岡田議員。時間でございます。

以上で1番、日本共産党の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 31 分 休憩 午前 11 時 40 分 再開

議長(白石雄二)

再開いたします。2番、津田議員。

12番 (津田敏文)

無会派12番、津田敏文です。次のとおり通告いたします。

「虐待疑い」水巻町が通報について。

平成31年2月8日の西日本新聞朝刊に福岡県警折尾署は7日、内縁関係の女性の子で小学校3年生の男児9歳を殴ったなどとして、暴行の疑いで、水巻町、無職の男を逮捕した。男児が暴力について担任教師に相談し、虐待の可能性を認めた町が署に通報した。逮捕容疑は5日午後3時半から同9時ごろまでの間、同居する男児を自宅で正座させ、頭を殴ったり、尻を蹴ったりした疑い。母親30歳は不在だった。署によると「きょうだいげんかをやめさせようとして、カッとなった」と容疑を認めており、「過去にも暴力を振るったことがある」と話しているという。

署や町教委によると、6日午後、男児が担当教師に「昨日の夜、お父さんにたたかれたり、 踏まれたりした。家に帰りたくない」と話した。男児の耳が腫れ、額に傷があったため、町教 委は「虐待が疑われる」と判断。男児を含む小学生以下のきょうだい4人は、児童相談所に保 護された。

町教委によると、2018年6月、母親が学校側に「夫が子どもに暴力を振るう」と告げた。翌月、町職員が自宅を訪問したが、男は虐待を否定し、男児に外傷もなかったことから、月1回家庭訪問をする経過観察としていた。

千葉県野田市の小学4年生の女児が自宅で死亡し、傷害容疑で両親が逮捕された事件では、 行政や学校が虐待の兆候を把握しながら積極的に対応せず、問題となった。男児本人からの相 談は今回が初めてで、水巻町教委は「千葉の事件もあり、子どもの身体と命を守ることを第一 に、迅速に対応した」としている。

そこでお尋ねします。

- (1)4人兄弟は児童相談所に保護されましたが、9歳のお子さんは今までと同じ小学校に行くのですか。
- (2)4人のお子さんは児童相談所に保護されましたが、ずっと児童相談所におるのですか、どのようになるのですか。
- (3) 4人のお子さんの心の対応はどのようですか。
- (4) 容疑者のお父さんは更生への取組みはどのようですか。
- (5) 今回は本人が、担当教師に暴力をされていると相談したから発見出来ましたが、表に現れていない暴力やいじめがあるのではないでしょうか。その発見にどのように取組んでいますか。
 - (6) 水巻町は子どもを暴力や虐待から守る条例を制定するお考えはありませんか。 続いて、児童・生徒と赤ちゃんの交流について。

赤ちゃん(0歳~3歳)とのふれあい授業が多くの小中学校で、児童・生徒と赤ちゃんの交流があります。これは、赤ちゃんと触れ合うことで、赤ちゃんの成長・発育を知り、命の素晴らしさを体験してもらい、親の子に対する思いや、育児の楽しさだけではなく大変さも知ってもらおうと、実施された学習授業です。

この日はまず、助産師講師の講話や妊婦体験の話を通じて、児童・生徒と0歳~3歳児とその保護者との交流がスタート。子どもたちは、講習を受けた「中学生と赤ちゃんふれあい」のサポートを受けながら、絵本を読んであげたり一緒におもちゃで遊んだりしたほか、抱っこをしたり手をつないだりと、赤ちゃんとの交流を深めていました。

授業の最後 男子生徒が、「自分には弟や妹がいないので、赤ちゃんと触れあえてうれしかったです。家に帰ったら自分を育ててくれた母に、大変だったね、ありがとうと伝えたいと思います」と感想を発表していました。

また、ある中学校では、次世代育成支援事業「ちびっ子ふれあい」が行われました。これは、 小中学生に赤ちゃんやその父母との交流などの子育てに関する多様な体験の機会を提供し、触 れ合う楽しさやいのちの尊さ、男女が共に育児に関わることの大切さを感じてもらおうと、役 場の支援担当係が町内の学校と協力して行っている事業です。

この日、家庭科の授業で、4か月から2歳6か月までのさまざまな月齢の赤ちゃんと父母12組と交流しました。生徒たちは、赤ちゃんの父母に「赤ちゃんをかわいいと思うのはどんなときですか」「出産したときはどんな気持ちでしたか」など、あらかじめ考えてきたさまざまな質

問をして、メモを取りながら真剣に聞き入っていました。その後、赤ちゃんを抱っこしたり、おもちゃなどであやしたりして交流。「のけぞる力が強いね」「じっと顔を見ているね、かわいい」など、口々に言いながら、赤ちゃんとの時間を楽しみました。参加した女子生徒は「子育ての大変さと魅力を学び、素晴らしい体験となりました」と話し、男子生徒は「子どもたちがどの子もとてもかわいくて、将来僕も子どもが欲しいと思いました」と話しました。2人の子どもを連れて参加した父親は「現在育休を取得しています。今回の交流で、改めて母親である妻と協力することが大切だと感じました」と語り、1歳6か月の赤ちゃんの母親は「中学生が娘をかわいがってくれてうれしかったです。子育ては子どもがどんなにかわいくても大変なことです。周囲を頼ることも大切です」と生徒たちに語り、両者にとって有意義な時間となりました。

私のところに、伊左座小学校に通っている2人の子どもと赤ちゃんの母親が、なぜ水巻町ではこのような取組をしてないのですかと言われました。このような交流をすることで、ひとりひとりが大切ないのちがあることを学び、学校が荒れることがなくなったり、いじめや自殺防止にもつながりますと指摘されました。

インターネットより事例として 2 例を載せましたが、水巻町が児童・生徒と赤ちゃんとの交流を取組んで、やさしさやいのちの大切さを学んでいただきたいのですが、どのようなお考えなのかお尋ねします。

議 長(白石雄二)

町長。答弁。

町 長 (美浦喜明)

はじめの、「虐待疑い」水巻町が通報について、のご質問は、後ほど教育長に答弁をしていた だきます。

まず、児童・生徒と赤ちゃんの交流について、のご質問にお答えします。

水巻町が児童・生徒と赤ちゃんの交流を取り組んで、やさしさやいのちの大切さを学んでいただきたいのですが、どのようにお考えなのか、とのお尋ねですが、現在、本町におきましても、町内の中学生と保育所の園児とのふれあい交流を行なっております。これは国が定める中学校学習指導要領に基づき、中学3年生の家庭科の授業で、幼児とのふれあいをテーマに保育体験学習として実施しているものです。

そして、この事業の目的ですが、1つ目は、幼児の生活を観察したり、直接幼児と遊んだりして、ふれあいの楽しさや喜びを味あわせること。2つ目は、幼児の気持ちを大切にした関わりを通して、幼児理解を深めさせること。3つ目は、生徒一人ひとりが自分の幼児期を振り返り、幼児を自分の身近な存在として受け止め、幼児についての学習の重要性に気付かせること。4つ目は、生命の尊さを理解し、まわりの人々に感謝の気持ちを持つことができる態度を養うこととしております。

議員からご紹介いただいた2つの事例は、児童・生徒と乳幼児、その保護者がふれあう交流 事業ですが、本町で取り組んでいる事業では、中学生と保育所園児とのふれあい交流事業とし て、各中学校のクラスごとに実施しており、水巻中学校は水巻町第二保育所、水巻南中学校は 水巻吉田保育園で、中学生と園児たちのふれあい交流を行なっています。事業を実施した学校からは、学校を休みがちな生徒もその日だけは事業に参加したり、普段、学校では見せない優しい表情や楽しそうな笑顔を見せる生徒もいたりするなどの報告があっており、この事業の目的の一つである生命の尊さと、周りの人たちへの感謝の気持ちの醸成を達成できていると考えています。

また、中学生にとって、普段あまり関わることのない乳幼児とふれあうことが、生徒たちに安らぎと癒しをもたらし、情緒を豊かにしたり安定させたりする効果があると改めて感じており、今後もこの保育体験学習は継続していく予定としています。

本町では、平成31年度、第2期水巻町子ども・子育て支援事業計画を策定することとしております。計画策定にあたっては、小学生以下の子どもを持つ保護者1千600名を対象に、子ども子育て支援に関するニーズ調査を実施し、家庭における子育ての実態やニーズ等を十分把握したうえで、計画策定、施策の見直しなどを行なうこととしています。

また、ニーズ調査による統計的なデータだけでなく、本町在住の子育て世代の方々など住民参加によるワークショップも予定しており、住民の皆さんの生の声を把握し、計画に反映させ、より有効な施策につなげたいと考えているところです。そして、その具体的な内容は、「水巻町子ども・子育て会議」において審議することとなっており、今後の本町における子育て支援施策にふさわしい事業を検討してまいります。

近年、悩みを抱えた育児中の母親や、育児に追われ孤立感を感じる母親も増えているように思われます。乳幼児の保護者を交えてのふれあい事業は、そのような子育て中の母親にとっても、癒しの場となり、人とつながることで安心できる有意義な取り組みであると思いますので、「水巻町子ども・子育て会議」の中で議論してまいりたいと考えています。

議 長(白石雄二)

はい、教育長。

教育長(小宮順一)

「虐待疑い」水巻町が通報について、のご質問にお答えします。

本議会において行政報告させていただく予定となっておりますが、2月6日水曜日、町立小学校におきまして、児童虐待事案が発生いたしました。学校から連絡を受けた教育委員会では、児童の安全確保を最優先に考え、速やかに警察に通報いたしました。その後、新聞等で報道され、議員を始め町民の皆様に、大変ご心配をおかけしております。

教育委員会では、「みんなで育てよう水巻の子ども」を掲げ、学校、行政、家庭、地域が協働して、社会全体で子どもたちを見守り、育んでいく教育風土の醸成に取り組んでおります。この教育風土が町に根付くことにより、子どもたちを虐待から守ることもできると考えており、引き続き取り組みを進めてまいります。皆様のご協力をお願いいたします。

まず、1点目から3点目の、児童の現在の状況に関するお尋ねにつきましては、児童はすでに 町外に転出しておりますが、転出先等を詳しくお答えすることにより児童に危険が及ぶ恐れが あると考え、答弁は控えさせていただきたいと思いますので、ご理解いただきますよう、お願 いいたします。

次に、4点目の、容疑者のお父さんは更生への取組みはどのようですか、とのお尋ねですが、 容疑者である父親は、既に警察に逮捕されたと聞いておりますので、司法等の判断による更生 の取り組みが行われるのではないかと考えております。

次に、5点目の、表に現れていない暴力やいじめがあるのではないでしょうか。その発見にどのように取組んでいますか、とのお尋ねですが、いじめの早期発見や児童生徒の心の状態と心配事の把握を目的として、児童生徒に対するアンケートを学期に1回以上、全校で定期的に実施しております。また、アンケートに答えることにより、更なる虐待やいじめにつながるのではないかと不安に思う児童生徒がいる場合も考慮し、法務局が設置している「子ども人権110番」やボランティアが運営している「いのちの電話」等の相談窓口の紹介を行なっています。

しかし、教員と児童生徒の間の信頼関係がしっかり構築されていれば、今回のように子どもからのSOSを教員が受け止めることができ、虐待やいじめの早期発見、早期対応が可能になると考えますので、教育委員会といたしましては、教員に対し、日頃から子どもたちの行動や言動に注視するとともに、学校生活を通して、教員と児童生徒の信頼関係が構築される指導と支援を行なうよう、働きかけていきたいと考えております。

最後に、6点目の、町は子どもを暴力や虐待から守る条例を制定するお考えはありませんか、 とのお尋ねですが、近隣では北九州市が、平成31年度より「北九州市子どもを虐待から守る条例」が施行されることとなっており、他にも児童虐待防止への取り組みを行うよう条例を制定 している自治体も見られます。しかし、それらの多くは、独自で児童相談所や児童養護施設等 を組織する中核市以上の自治体であり、児童相談所等を組織していない市町村においては、条例に児童相談所等の果たすべき役割を規定することができず、条例を制定しても実効性に欠ける恐れがあると考えます。

本町におきましては、現在、相談員を配置した児童少年相談センターがあり、水巻町児童少年相談センター設置及び運営条例の中で、その目的について、「未成年者の虐待等を防止し、その健全な育成を図る」と明記しています。そして、児童少年相談センターでは関係機関との連携、相談、啓発、家庭訪問などを行い、児童虐待等の防止、早期発見、早期対応に努めているところです。

具体的には、専門の相談員を常勤で配置し、相談に対応しており、啓発活動では、町内の小・中学生に対し、児童少年相談センターが虐待の相談窓口である旨のパンフレットを配布したり、小・中学校や保育所、幼稚園などの施設を通して保護者向けに虐待通告の義務の周知を行なったりするほか、一般住民向けには、11月の虐待防止月間に町の広報紙で周知を図っています。

また、見守りが必要と判断した家庭には、定期的に養育支援訪問を行なうなど、関係課、幼児や児童が所属する保育所、幼稚園、学校等の関係機関で横断的に連携し、虐待の予防や早期発見に努めているところです。

さらに、虐待を発見した場合は、速やかに児童相談所に通告し、必要に応じて、児童相談所が立ち入り調査や一時保護措置を行なうなど、関係機関が連携して子どもの安全を最優先した対応をしています。

また、今回の新聞報道にあった事案発生後、関係課が集まり、今回の対応の確認と、今後同

様の事案が起こった場合の情報共有、協力、連携体制の確認を改めて行なったところです。

条例を制定している、していないにかかわらず、まずは子どもを暴力や虐待から守るために 具体的な行動を起こすことが重要ではないかと考えております。そのため、本町においては、 現在のところ、独自で子どもを暴力や虐待から守る条例を制定するよりも、実際の対応のなか で、行政が中心となり、地域や関係機関等と協力、連携し、子どもの命を守ると共に、適切な 親子関係や良好な家族環境が築けるように支援し、子どもが安心、安全に暮らせるまちづくり に力を注いでまいりたいと考えています。

議長(白石雄二)

これより、再質問をお受けいたします。はい、津田議員。

12番 (津田敏文)

児童・生徒と赤ちゃんの交流について再質問いたします。

水巻町の中学生3年生のときに赤ちゃん交流を実施していますが、もう少し早く取り組めば 命の尊さ、感謝の気持ち、心の優しさなど、早く育つのではないかと考えますがどのようです か。

議 長(白石雄二)

はい、吉田課長。

学校教育課長(吉田 功)

ご質問にお答えいたします。現在、中学校3年生で実施している理由でございますが、現行の中学校学習指導要領で家庭科の3年生に位置付けられているため、保育体験学習というのを3年生で実施しているということになります。それより早く実施するとなりますと、学習指導要領に沿ってない授業ということになりますので、難しいとは思いますが、趣旨は十分理解しておりますのでちょっと検討させていただきたいというふうに思います。以上でございます。

議 長(白石雄二)

はい、津田議員。

12番(津田敏文)

小学生も対象になるんですかね。

議 長(白石雄二)

はい、課長。

学校教育課長(吉田 功)

ご質問にお答えいたします。今、小学校では保育体験学習というのは実施されておりません。

同じようなもので伊左座小学校が職場体験というのを6年生が実施しておりまして、その中で一部の生徒ではございますが、保育所・幼稚園に体験活動ということで行っておりますが、そちらまだほかの伊左座小学校以外の小学校では実施はされておりませんので、そちらも含めてちょっと検討させていただきたいと思います。以上でございます。

議長(白石雄二)

津田議員。

12番 (津田敏文)

私のところの、やはり伊左座小学校に2人のお子様と赤ちゃん。やはり自分たちもそういう 体験をしてみたいというふうに母親も言ってますので、是非とも考えていただければと思いま す。

続いて、「虐待疑い」水巻町が通報について質問いたします。児童・生徒を暴力や虐待・いじめから守るには多くな多様性の対応が必要と考えます。多くの取り組みの中で対象者がどれに対応するか反応するか本人しか分かりません。悩みなどを含め、解決できなくても相談できる友達がいればと思いますが、親友づくりなどどのように指導していますか。お答え願います。

議 長(白石雄二)

吉田課長。

学校教育課長(吉田 功)

ご質問にお答えいたします。友人関係づくりということに関しましては様々な学級活動であったり、グループ活動であったり、そういったものを通じて友人関係、友達関係ができるような配慮をするように教員は心がけております。以上でございます。

議長(白石雄二)

津田議員。

12番 (津田敏文)

はい。やはり友達というのは一生の友達をやはり作っていただきたいと思いますので、指導 もよろしくお願いいたします。

続いて、子どもを暴力や虐待から守る条例を制定するお考えはありませんか、について質問いたします。水巻町には独自の児童相談所や児童養護施設等がなくても立派な児童少年相談センターがあります。常勤の相談員がおり、水巻町児童少年相談センター設置及び運営条例の中に「未成年者にかかる虐待、いじめ、不登校、引きこもり及び非行等を防止し、その健全な育成を図る」とあります。暴力や虐待、いじめをなくすには家族、地域、学校、役場、教育委員会、議会、全ての組織が取り組む必要があります。町長が暴力や虐待、いじめをなくす水巻を作ります、や、暴力や虐待やいじめをなくす条例がありますと、子どもたちや両親や町民に訴

えることが大切だと考えます。子どもを暴力や虐待、いじめから守る条例を議会と行政が一体 となって制定するのはいかがでしょうか。お答え願います。

議長(白石雄二)

課長、山田課長。

子育て支援課長(山田美穂)

津田議員のご質問にお答えいたします。答弁書でもございますように、今のところはですね、 条例を制定するというよりもまずは虐待に遭わないというところと、虐待を未然に防ぐという ところに力を注ぎながら、まず行政が中心となって関係機関と連携をしながら虐待防止に努め るというところに尽力をしていきたいというふうに思っております。

今、国でも虐待防止というところでプランなどが策定されておりますので、そういった国の動きも注視しながら、今後は必要があればその際に検討していきたいと思っております。以上でございます。

議 長(白石雄二)

津田議員。

12番 (津田敏文)

町長にお聞きします。やはり僕が町長にですね、やはりこういった制定をしていただきたいと。そして現場は実際の場面でやはりいろんな対応をしてもらいたい。だけど、水巻町としては暴力だとか絶対に無くすんだという意志がですね、やはり町長からあがってくればもっといい町になると思いますので、町長そのへんのところを。

議長(白石雄二)

はい、町長。

町 長 (美浦喜明)

検討していきたいと思います。

「終わります。」と発言する者あり。

議 長(白石雄二)

いいですか。以上で2番、津田議員の一般質問を終わります。 3番、古賀議員。

13番(古賀信行)

では無会派、古賀信行、質問させていただきます。

第1点目は、町有地の有効活用について。

水巻町頃末南3丁目のローソンの裏の町有地(現在約2千200坪)は長い間放置されてきました。現在町はその土地の周囲に排水のため工事を行なっています。町長は今年度予算提案説明書の5ページで健康福祉の向上を図るために、新たな取り組みとして頃末南区に入浴設備を備えた施設の誘致に取り組みますと書いておられます。この事は私自身大変嬉しく思っています。なぜならば私は長い間、議員になる前から当時の企画財政課長に「誰でも利用できる風呂付の憩いの場所」を建設してほしいと言ってきました。ある課長は建設には15億円かかると言われました。私だったらそんなにかけないで作ります(町有地に)。

風呂の誘致していただくのは喜ばしい事ですが、頃末南3丁目のローソンの裏は駅前の一等 地です。町はそういう所でお金を稼ぐべきだと思います。

町は駅前開発で新たに農地を借用して駐車場にする計画の元に田んぼを埋め立て、造成工事にかかっていますけれど、町はローソンの裏を駐車場にすれば田んぼを借りなくても良いと思います。

町は猪熊町営住宅の跡地を公売に出しましたが、なかなか買い手がつきません。買い手がつかない土地を遊ばせておくのはもったいないと思います。この際、町長は再考されて、猪熊町住跡地に風呂を誘致してほしいと思います。なぜ私がこういうことを言いたいかというと、水巻町全体を見る中で、あまりにも猪熊地区の新築の個数が少ないからです。水巻町で新築の建設個数が多いのは、JR鹿児島本線と、南は水巻南中学校と伊左座小学校の間の地域です。猪熊地区の過疎化防止のためにも、猪熊地区への風呂の建設の誘致をお願いします。

岡垣町も遠賀町も町の中心部から離れた所に、循環バスで町民を運んでいます。私は水巻に移住して47年目になりますが、私が水巻に移住した時は水巻駅南側にあるローソンやローソンの裏の場所は池で、葦が生えていました。それが何時の間にか埋め立てられて平地になっていました。その土地が田中町長時代、当時の水巻土地開発公社(理事長は当時の田中町長)が、約1億8千万円で買い上げています。当時の公社の土地買い上げ一覧表は殆ど売主の名前が記載されていますが、元、池の跡地の土地の欄は黒く塗りつぶされていて、誰が売主か判りません。現在は町が土地の権利者だから、町がだれかれに気を遣うことなく活用すべきだと思います。私が水巻町に移住した当時は現在の頃末南3丁目は家が20戸もないくらいで、現在のいきいきほーるの南側の道路(農道)の拡幅が計画されていましたので、一部の人の反対で道路は拡幅されませんでした。

当時、田んぼだったので農道を拡幅すれば、少ないお金でできたのです。町は将来を見据えた政治をしてほしいと思います。

町有地の有効活用について、町長のお考えをおたずねいたします。

第2点目、北九州市との合併について。

美浦町長、近藤前町長、矢野元町長は、最初立候補された時は、北九州市と合併を選挙公約に掲げられました。しかし3名とも町長になられて一度も町民の声を聞くための対策を取られませんでした。その点、今は下関市と合併している山口県の旧豊田町の最後の町長は町長自身は合併に対して反対の意志をもっておれらたけど、町民の多くが下関市との合併を望んでいる事を知って、選挙権を有した住民のアンケート投票を行ない、投票した住民の過半数が下関市

との合併を望む結果が出たので、合併の道を選びました。このほかにも全国いくつかの自治体が合併するかしないかの住民投票をし、町の将来を決めた自治体もあります。水巻町は子ども医療では北九州市よりも良いけど(2017年度私は東北、北陸の5自治体を視察しました。訪問した5自治体は高校生まで医療無料でした)65歳以上の高齢者に対するサービスは北九州市のほうがよりよいです。また住みよい町づくりにおいて住民が暮らしやすい町づくりをしています。一つの例をあげますと、八幡は枝光、大谷、大蔵などなどたくさんの坂道があって狭い道路もあります。そういう所を市は10年ないし20年かけて車がゆっくり離合できるようにしたりしています。

水巻町も行き止まりとか離合できない箇所があります。私は水巻町に移住して今年で 47 年になりますが、水巻町はそういう点で北九州市に比べて遅れているので、私は北九州市との合併を推進すべきだと思います。町長のお考えをおたずねいたします。

第3点目、図書館の駐車場の町民以外の有料化について。

私は多くの北九州市の公共施設を訪れ、講習会や音楽会、映画、読書、資料館などを見学。 北九州市の施設を利用しています。

小倉北区のムーブは多くの催し物が行なわれますが、私1人で行く時はバイクで行きますが、 友人や家族で行く時は車で行きますので、その都度、近くの有料駐車場でお金を払っています。 私は時々黒崎の図書館(元九州厚生年金病院跡地)を訪れ、勉強させてもらっています(水巻 町図書館に無いものが有るからです)。30分まで駐車は無料ですが、それ以上時間が過ぎると超 えた分は駐車料金を取られます。全国図書館の閲覧からお金は取れませんが、駐車場からお金 を取っていけないという法の定めはありません。水巻町図書館の利用の過半数が北九州市民と 思われます。それは黒崎の図書館に行けば駐車料金は要るし、水巻町図書館のように子どもが 遊ぶ場所がないからだと思われます。

私の考えでは、図書館の少し入った所の道路に無人の駐車場整理の機械を設置し、町民が利用する時は無料のカードを町が交付し(町民として証明ができるものがあれば年1回発行して1年度毎更新)町民以外は30分無料でそれ以外は1時間200円取るようにすれば良いと思います。

なぜ私がこういう事を言うかといえば、蔵書約 16 万冊以下で年間毎年約 1 億円以上のお金が使われているから。私は 2017 年蔵書が 46 万冊の福島県矢祭町の図書館を訪れ、いろいろと教えていただきました。私が訪問したのは 5 月でしたので、年度途中だったので 2016 年度の図書館の経費を教えてもらいました。約 1 千 300 万円だったそうです。46 万冊で 1 千 300 万円、安いと思いました。さらに驚くことは「移動図書バス」。また、図書館と棟続きの書庫など、驚きの連続でした。水巻町の図書館及び中央公民館の運営などなど、私はお金がかかりすぎていると思いますのでお金を稼げる所はお金を稼ぐべきだと思います。町長のお考えをおたずねいたします。以上、終わりです。

議 長(白石雄二)

はい、町長。

町 長(美浦喜明)

はじめに、町有地の有効活用について、のご質問にお答えします。

町有地の活用計画を見直し、猪熊町営住宅跡地に入浴施設を誘致してはどうか、とのお尋ねですが、猪熊町営住宅跡地につきましては、周辺が住宅地であることから、従前より地元の猪熊区は、住宅地としての活用を希望されています。さらに、移住定住を促進し、地域の活性化や歳入確保などを図るため、平成19年度に開催された政策会議において、「民間活力を用いて、一般住宅用に宅地造成・分譲を行う」という方針が決定されております。平成23年度にすべての建物の撤去を終え、町営住宅用地としての用途を廃止した後、平成28年度、平成29年度の2度にわたって公募による売却を試みましたが、残念ながら申し込みはなく現在に至っております。町北部におきましては、ご承知のとおり平成29年に商業拠点でありましたイオン水巻店が撤退し、現時点では利便性が下がっておりますが、イオン跡地へ新しい商業施設が進出するといった情報も得られていることから、これらの開店時期を見合わせながら、売却の時期や手法について検討を進めていきたいと考えております。

ご質問の入浴施設につきましては、今回の議会でも報告させていただく予定にしておりますが、立地の良さを生かし、頃末南三丁目地内町有地、旧頃末ため池に、私が以前から公約として掲げております「民間企業による健康入浴施設の誘致」を進めたいと考えております。

近年の町有地の活用につきましては、吉田ぼた山跡地の中腹部分への太陽光発電設備の設置をはじめ、昨年末には吉田ぼた山跡地の平地部分へ商業施設の誘致を成立させているところです。

町有地は、町の貴重な財産ですので、町の活性化や福祉の向上など多大な効果をもたらすことができるよう、今後も慎重に検討を重ねながら、積極的な活用に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、北九州市との合併について、のご質問にお答えします。

北九州市との合併についての町長の考えを、とのお尋ねですが、初めて、私が町長選挙に立 候補したときは、北九州市との合併について、議論・検討する余地があるとの考えで、実現の 可能性についての調査や協議を行うとしていました。その後、国から広域連携を推進する方針 や予算等が提示されたことを受け、北九州都市圏域形成に向けた連携協約を、北九州市を含む 近隣市町村と締結いたしました。

その後、1 期目を終える、平成 29 年 10 月に改めて、町長選に立候補したときには、公約として北九州市との合併を掲げておらず、すでに北九州都市圏連携協約を締結しておりましたので、「北九州市や遠賀郡内との広域連携のさらなる強化」という公約で、立候補し、ご信任を受けております。

また、合併先となる北九州市の北橋市長からも、市と町とで連携できるところは積極的に連携し、いわゆるウイン・ウインの関係性を構築していきましょうとお互いに話をしているところです。

こういった経緯を踏まえますと、ここで改めて北九州市との合併について進めていく状況で はないと考えます。

現在、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、人口減少社会の中で、本町も今後、

人口が減少していくことが予想されています。そのため、町の施策として、本町への移住・定住を促進するため、平成27年度に「水巻町 まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、現在、各施策の目標達成に向けた取り組みを行っています。

また、将来における町のあるべき姿と進むべき方向性を示した中で町政運営を行うべきと考え、平成30年度から10年間を計画期間として策定しました「水巻町第5次総合計画」に則った施策を進めていきたいと考えております。

このような中で、政令市である北九州市と合併をするとなれば、現在の取り組みや施策を大幅に見直さなければなりません。

ご質問のなかに65歳以上の高齢者に対するサービスは北九州市の方がより良いとありますが、確かに、スケールメリットにより、一部では向上するサービスもあるかとは思いますが、その一方で、子ども医療制度の対象年齢の引き下げ、都市計画税の新たな賦課、福祉バスなどの運行見直し、小中学校を含む公共施設の統廃合、役場機能の低下など、地域の利便性が損なわれるデメリットも必ずや出てくると考えます。

また、子ども医療制度の対象年齢の拡大のほかにも、給食費の補助、学校施設の改修など、小さな町であっても、予算を集中し、確実に成果を上げている部分もあります。

さらに、町内にはスーパーやドラックストア、大規模な病院等が展開され、小中学校をはじめとする公共施設も充実している状況は、大きなプラス材料となりますので、水巻町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、町のコンパクトさが利便性を生み、時間の価値を生むという基本理念を掲げています。

先ほども申し上げましたが、国は、市町村合併には財政支援を行わず、広域連携のような市町村間の事業連携によるまちづくりを推奨していますので、現時点では、近隣市町と足並みを揃えていくことを第一と考え、北九州市を中心とした連携中枢都市圏による広域連携の取り組みを進めてまいりたいと考えています。

このような状況から、現時点では、北九州市との合併については、考えておりません。 最後に、図書館の駐車場の町民以外の有料化について、のご質問にお答えします。

本町の図書館は、平成12年9月に開館いたしましたが、設計当初、敷地の制限により、利用者駐車場は、正面玄関前の南側に身体障害者用を含め45台分の駐車スペースしか確保できませんでした。しかしながら、図書館の規模と見込まれる来館者数を考慮した場合、最低でも80台分の駐車スペースの確保が必要と思われたため、急遽、図書館への進入道路の車道の幅を縮め、2メートルの路側帯を作り、約20台分の駐車スペースを確保いたしました。また、開館後に、多賀山自然公園の駐車場約20台分を補助的に使用することで、あわせて約85台分の駐車場を確保することができ、現在に至っております。それでも、土曜日、日曜日などの休日や夏季休暇期間中には、1日約800人以上の来館があることから、駐車場出入り口付近は大変混雑いたします。そのため、それら混雑期には、警備員を1名または2名配置し、駐車場への誘導を行っており、来館者が多く見込まれているイベントを実施する際は、職員に対して駐車場の利用を制限するなど来館者への配慮に努めております。

そこで、図書館の駐車場について、町外の利用者から駐車料金を徴収し歳入を確保してはど うか、とのお尋ねですが、議員のご質問にあります北九州市立八幡西図書館の駐車場について 調査した結果をご報告いたします。

八幡西図書館の駐車可能台数は42台となっており、駐車料金は駐車開始から1時間は無料で、 以後30分ごとに100円となっております。また、北九州市の行政関係者とボランティア団体の 方は無料、障がい者の方は半額となっております。土曜日、日曜日、祝日などは満車のためゲ ートの前で順番待ちの車が見られるとのことです。平成29年度の駐車場利用台数は約11万台 で、その9割以上が1時間以内の無料利用者であり、駐車料金を払っている利用台数は1割に も満たないとのことでございました。

このことを参考に、本町図書館の駐車場を八幡西図書館と同様の条件により、町民は無料として有料化した場合、年間に得られる収入額は、50万円から100万円程度と予想されます。

一方で、有料化のためには、駐車券を発券する入場ゲートや料金を回収する精算ゲートをは じめとする設備を設けることが前提となります。これらの機械の導入設置費や保守点検料、そ の他にも町民用の無料カードや駐車券などの作成費用といった維持管理のための経費が必要と なりますので、場合によっては、収益よりも赤字になることが十分考えられます。

また、ゲートの設置場所ですが、議員お考えの、図書館への進入道路の坂道に設ける場合、図書館への通路をふさぐ形になってしまうため、何点か不都合がございます。

まず、先ほど述べました、設計を変更してまで台数を確保した路側帯の駐車スペースが、かなり利用できなくなるという点でございます。次に、時間帯によっては、入場や精算のため、坂道が渋滞し、交通事故の発生など、危険な状態になる恐れがある点、さらに、返却ポストに本を返却するだけの利用者や宅配業者、また、役場の公用車もゲートを通過せねばならず、来館までに時間がかかるなど、非常に煩雑になる点などです。

また、図書館の立地場所を考えますと、夜間の料金精算ゲートの防犯対策も必要になります。 その他にも費用には直接反映しないものの、町民への無料カード発行や有効期限の管理、トラブル時の苦情や駐車券を無くした人への対応、駐車券の補充や料金の回収などの業務が増え、 図書館の本来の業務を圧迫する懸念もございます。

水巻町民へのサービスと町外利用者へのサービスとの差別化を図り、少しでも図書館運営のための歳入を確保するという、大変貴重なご意見ではございますが、採算性があまり見込めず、 運用上の課題も多々あると思われます。従いまして、今のところ、本町図書館での駐車場の有料化の考えはございませんので、ご理解をお願いいたします。以上です。

議長(白石雄二)

これより、再質問をお受けいたします。はい、古賀議員。

13番(古賀信行)

まず、第1点目は町有地の有効活用についての再質問をさせていただきます。

風呂の、頃末南から猪熊町営住宅跡地への誘致場所変更については、現在はそういうことは 考えておられないようです。答弁書の37ページに書いてありますように、平成19年に開催さ れた政策会議において、民間活力を用いて一般住宅用に宅地造成分譲を行なうという方針が、 猪熊町営住宅の方針を書いてありますけど、果たしてそれが住宅にして売れるかどうかが問題 です。売れればいいですけど。

私がほかの面で一般質問しましたけど、現在水巻町は鹿児島本線と、それから水巻南中学、伊左座の間が、戸数が増えて、固定資産税も若干増えています。そういう点におきまして、やっぱり頃末南三丁目におきましても周りは住宅地なんですよ、はっきり言いまして。そういう点では、あそこに風呂を作っても住環境に与える影響はあまり変わらないと思います。そういう点で、再度、私は要望いたします。

それから第2点目の北九州市との合併についての再質問ですけど、北九州市との連携において、そういうお互いの市町村の連携を図っていきますと言われてますけど、私は今年度の町長の施政方針案が示されてから、いくつかの自治体に電話調査いたしました。一つの例ですけど、風呂の件でも相当電話しました。各市町村を。そしたら町によっては、そこの町に住んでいる町民と町外の人の料金の差別をしているところがありますけど、町によってはそういう差別を全くしてないところもたくさんありました。安いところは200円、高いところで500円でした。特に非常に高かったのは、芦屋がですね、無料の風呂は3か所で、有料はあそこの国民宿舎ですかね、あれが600円で、一番高うございました。そういう点でですね、ほとんど500円以下なんです。そして弁当持ち込みでいいところが多かったです。そういう点で水巻町はお隣の遠賀町に町営の風呂があります。それから岡垣もあります。そういう点で、そういう広域連携の気持ちがあるならばですね、やっぱり水巻町長が遠賀町町長に水巻町民も同じ料金で使わせてくれんかという気持ちがあってもいいと思うんです。はっきり言って。そしたら非常に町民は便利にしやすくなるわけですね。

現在、遠賀町の風呂を利用するには、遠賀町の農園を借りているんですよ。農園を借りたら同じ料金で水巻町も遠賀町民扱いで利用されています。私の知り合いが何人かそういうことを利用しています。そういう点でですね、水巻町は北九州市と広域連携があるけど、何もそういう成果は全くないんです。

南部のほうは久留米を中心とした広域連携があります。それは私びっくりしました。一番南の大木町から一番端の北の大刀洗までですね、1日1回バスを通しているんですよ。ほかの公共の交通機関があってもですね。そういう具体的な広域連携をやっているんです。そういう点ですね、今後とも町民が生活しやすくなるようなそういう広域連携を求めて私の再質問を終わります。以上です。

議長(白石雄二)

以上で3番、古賀議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、本日の一般質問を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午後 00 時 41 分 散会